

## 2 研究の実際

### (2) インクルーシブ教育システム構築について

インクルーシブ教育システムを構築するためには、インクルーシブ教育システムや合理的配慮について理解しておくことが必要です。「小・中学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための実態調査」の結果では、インクルーシブ教育システムや合理的配慮について全体の約20%が「聞いたことがない」と回答しています。また、聞いたことがあると回答したうちの約30%が「十分理解していない」と回答しています。

これらのことから、インクルーシブ教育システムや合理的配慮についての理解に課題があると考えます。そこで、学校におけるインクルーシブ教育システムや合理的配慮について説明します。

#### ア インクルーシブ教育システムについて

インクルーシブ教育システムについては、平成18年12月に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約（第24条）」を受けて、以下のように述べられています。「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な『合理的配慮』が提供される等が必要とされている」<sup>(1)</sup>。日本は、表1のように平成19年9月、同条約に署名し、その後、インクルーシブ教育システム構築に向けて法律等を整備してきました。

表1 「障害者の権利に関する条約」採択からの経緯

平成18年12月	「障害者の権利に関する条約」国連総会において採択
平成19年 9月	「障害者の権利に関する条約」日本国署名
平成23年 8月	「障害者基本法」の一部改正
平成24年 7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
平成25年 6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の公布
平成25年 8月	「学校教育法施行令」の一部改正
平成26年 1月	「障害者の権利に関する条約」の批准
平成26年 2月	「障害者の権利に関する条約」の発効
平成28年 4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別のニーズのある子供に対して、その時点で教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。図1のように、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

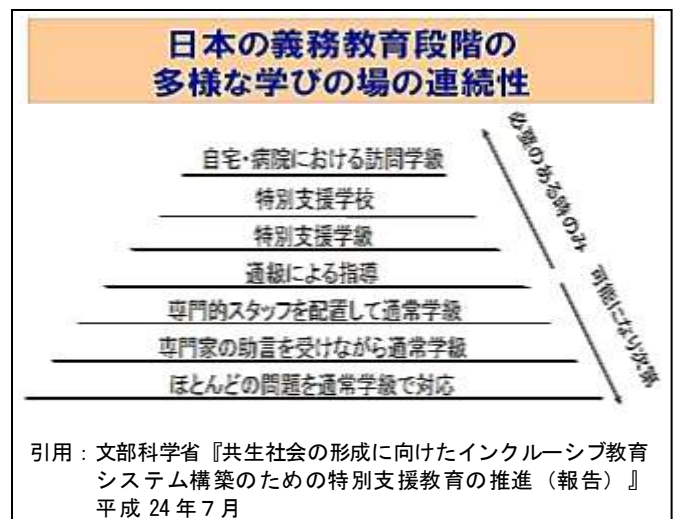


図1 日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

インクルーシブ教育の本質的な視点は、障害のある子供と障害のない子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、ということです。

**Q&A**

**Q:「障害者の権利に関する条約」は、どのようなものですか？**

**A:** 障害者の人権や基本的自由を守ること、障害者一人一人の尊厳が尊重されることを促進するために作られた、障害者に関する初めての国際条約です。内容は、条約の原則（差別の禁止、平等、社会への包容等）、政治的な権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化・スポーツへの参加等について、締約国がすべきことを規定しています。

**イ 学校における合理的配慮について**

**(7) 合理的配慮とは**

合理的配慮とは、「『障害のある子どもが、他の子どもと平等に“教育を受ける権利”を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの』であり、『学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの』<sup>(2)</sup>と示されています。例えば、視覚障害のある子供に対して、黒板の文字が見やすくなるように座席の配置を教室の前の方にしたり、まぶしさへの配慮としてブラインドを設置したりすることです。

合理的配慮の観点は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」で、**図2**のように3観点11項目に整理されています。

また、合理的配慮の提供については「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」の施行に伴い、国公立の学校に義務付けられました。

<p>学校における合理的配慮の観点</p> <p><b>①教育内容・方法</b></p> <p>①-1 教育内容</p> <p>①-1-1 学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための配慮</p> <p>①-1-2 学習内容の変更・調整</p> <p>①-2 教育の方法</p> <p>①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配置</p> <p>①-2-2 学習機会や体験の確保</p> <p>①-2-3 心理面・健康面の配慮</p> <p><b>②支援体制</b></p> <p>②-1 専門性のある指導体制</p> <p>②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>②-3 災害時等の支援体制の整備</p> <p><b>③施設・設備</b></p> <p>③-1 校内環境のバリアフリー化</p> <p>③-2 特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮</p> <p>引用：文部科学省 『平成28年度合理的配慮普及推進セミナー（資料）』 平成28年12月</p>
---

図2 合理的配慮の観点

Q&A

**Q:「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」とはどのようなものですか？**

**A:**この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。平成25年に成立、平成28年に施行されました。この法律では「不平等な差別的扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。「不平等な差別的扱いの禁止」とは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止することです。

(イ) 合理的配慮と基礎的環境整備

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行います。これらは、合理的配慮の基礎となる環境整備であり、それを基礎的環境整備と呼びます。

基礎的環境整備

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員・支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

引用：文部科学省 『平成28年度合理的配慮普及推進セミナー（資料）』  
平成28年12月

図3 学校における基礎的環境整備の観点

基礎的環境整備の観点は『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)』で、図3のような8観点到に整理されています。

合理的配慮と基礎的環境整備の関係は、図4のように表されます。

合理的配慮は、基礎的環境整備を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮も異なることになります。つまり、合理的配慮を提供する際には、合理的配慮と基礎的環境整備の総体が、障害のある子供にとって十分な教育を受けることになっているかどうか、という視点を持つことが大切です。

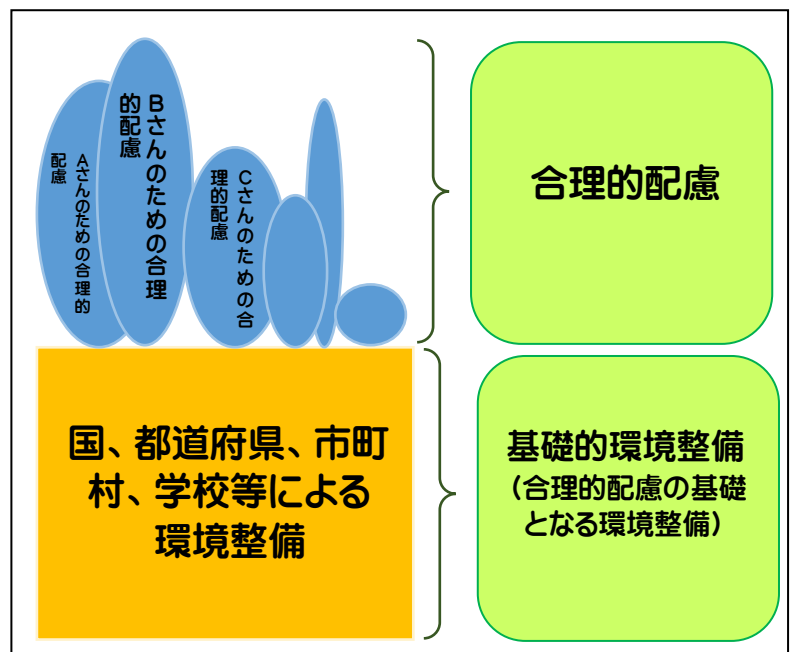


図4 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

### Q&A

**Q: 診断書等がない子供の場合は、合理的配慮を提供する必要はないのでしょうか？**

**A:** 合理的配慮の対象となる障害者の定義は、「障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障害者基本法第2条）」とされており、診断書の有無は判断の基準ではありません。そのため、診断書や障害者手帳等がなくても、必要があれば合理的配慮を提供する必要があります。

### Q&A

**Q: 本人・保護者の意思の表明がない場合は、合理的配慮を提供する必要はないのでしょうか？**

**A:** 教育で大切なことは子供が十分な教育を受けられることです（「教育基本法」第4条）。本人や保護者の申し出がない場合でも、子供が十分な教育を受けることができなければ、本人や保護者と建設的な対話を働き掛けるなど、自主的な取組に努めることが望ましいとされています。

### Q&A

**Q: 本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮については、全て提供しなければならないのでしょうか？**

**A:** 合理的配慮の提供は、基礎的環境整備の状況によって異なります。また、体制面、財政面に勘案して理にかなったものでなければ、本人・保護者からの要望があった内容について、提供できないこともあります。しかし、その際は引き続き情報提供を行うとともに、その子供に十分な教育を提供する視点から、代替の合理的配慮等について合意形成を図っていくことが大切です。

#### 《引用文献》

- (1) (2) 文部科学省 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)』 平成24年7月

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm)